

令和8年度女性グループ事業活動支援事業の概要

令和8年8月
福島県農業担い手課

1 趣旨

本県農業の復興・創生とともに成長産業化を図るためには、女性農業者の活躍が重要である。

このため、女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

2 事業内容

女性グループが行う以下の取組に対して補助する。

(1) 県産農林水産物を活用した新商品開発

- ア 先進事例等の研修・調査
- イ 新商品開発に係る検討会
- ウ 新商品の試作 等

※機器の導入は5万円未満に限る。また汎用性の高い機器は不可。

(2) 女性農業者グループが抱える課題（グループの組織化、若手メンバーの獲得等）の

解決に向けた研修会の開催等

- ア 先進事例の調査
- イ 研修・検討会の開催
- ウ 効果的な情報発信 等

※ 前提条件として本地域事業の目的等を踏まえて、次に掲げる地域への波及効果や公益性のある取組とすること。

- ア 取組内容が、女性農業者の活躍の促進や社会参画の推進（女性農業委員や女性農協役員の登用促進等）に資するものであること。
- イ 1つのグループ・法人等の取組実施者のみの利益ではなく、地域における女性活躍の活性化。

3 事業実施主体

以下に掲げる1～3の全てを満たす女性グループ

(1) 次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、全ての構成員がこれに同意していること。

- ア 目的
- イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
- ウ 意思決定の方法
- エ 解散した場合の地位の継承者
- オ 事務処理及び会計処理の方法
- カ 会計監査及び事務監査の方法

キ その他、運営に関して必要な事項

(2) 次に掲げる実施体制を整備すること。

ア 管理運営について、代表者を定めること。

イ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること。

(3) 県産農林水産物を活用した新商品開発に向けた試作品づくりや先進事例の調査等の取組を行う場合（課題の解決に向けた研修会の開催等の取組以外）は、女性1名以上を含む5名以上の農業者がグループに所属していること。

なお、ここでいう農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された方を含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日間以上従事の者とする。

また、農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

4 補助率・上限

補助率：10／10以内（上限額 事業実施主体当たり500千円）

5 予算額

611千円

6 事業実施期間

令和8年8月12日～令和9年1月31日まで